



地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員にご相談を

民生委員・児童委員は、地域の身近な「相談相手」として、高齢者の心配事や子育ての悩みなど、様々な困り事について相談・支援を行います。

民生委員・児童委員とは

地域住民の一人として、地域福祉を担う「非常勤の地方公務員」です。地域のよき「相談相手」であるとともに、専門機関への「橋渡し役」として、各地区で活動をしています。市内では、約400人の民生委員・児童委員が活躍しています。

主任児童委員も活動しています

主任児童委員は、学校や児童福祉機関等との連絡調整や民生委員・児童委員と連携して子育ての支援や児童の健全育成活動などを行っています。市内では、約40人の主任児童委員が活動しています。

秘密は守られます

民生委員・児童委員、主任児童委員には守秘義務があります。個人情報やプライバシーに配慮した支援活動を行っていますので、安心してご相談ください。

活動内容

- 地域福祉活動
 - 在宅高齢者実態調査などによる高齢者の確認、登下校時の見守り、学校行事への参加や子育てサロンへの協力などを行っています。
- 相談・支援活動
 - 各委員は、個々の活動として、当区域内の高齢者の見守りや支援、子育ての相談に対応しています。必要に応じて、専門機関への橋渡しや福祉サービスなどの情報提供を行っています。



● 関係機関との連携

地域の高齢者や子育て世帯からの相談は、行政・地域包括支援センター・学校などと連携して対応しています。

問合せ

福祉総務課
☎(55)2757 ☎(52)2260
✉ fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

お知らせ

募集

講座・イベント



地震に備えて、家具の固定をしていますか？ 家具固定器具を取り付けます

平成30年に発生した大阪府北部地震では、家具などの転倒によって高齢者が犠牲になりました。このような被害を防ぐため、市では、高齢者や障害者の世帯を対象に、家具などの固定事業を実施します。

対象／自ら家具を固定することが困難で、左記のいずれかに該当する世帯

- 1 満65歳以上の人のみで構成された世帯
- 2 次の障害などがある人を含む世帯
 - ・ 身体障害者手帳1・2級(内部障害は腎臓機能障害と呼吸機能障害のみ対象)の交付を受けている人
 - ・ 療育手帳の交付を受けている人
 - ・ 介護保険法による要介護3～5に認定されている人

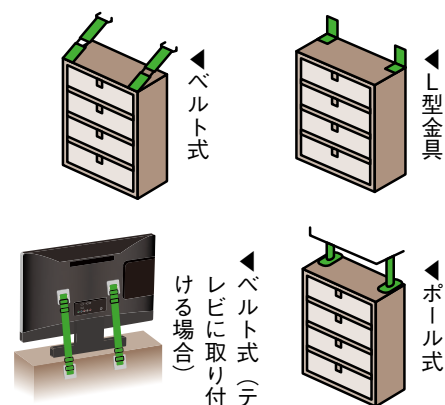
固定対象物／たんす、食器棚、冷蔵庫、テレビなどの大型家具や電化製品計4点まで

費用／取付作業の費用は無料。ただし、固定器具の代金は自己負担
申し込み／申請書(各地区まちづくりセンターで配布・市ウェブサイトでダウンロード)に必要事項を記入し、対象②の該当者は手帳などの写しも添えて、直接、防災危機管理課、または各地区まちづくりセンターへ(受付は、土・日曜日、祝休日を除く、8時30分～17時15分)

取付けまでの流れ／

- 1 申請書を提出
- 2 決定通知の受け取り
※審査結果を3週間ほどで送ります。
- 3 訪問調査の日程調整
※市が派遣を委託するシルバー人材センターから電話連絡があります。
- 4 訪問調査
※取付場所などを調査し、固定器具の選定と費用の見積りを行います。
- 5 固定器具の取付け

【取付例】



問合せ

防災危機管理課(消防防災庁舎3階)
☎(55)2715
✉ bousai@div.city.fuji.shizuoka.jp

